

地域の力でなくそう！

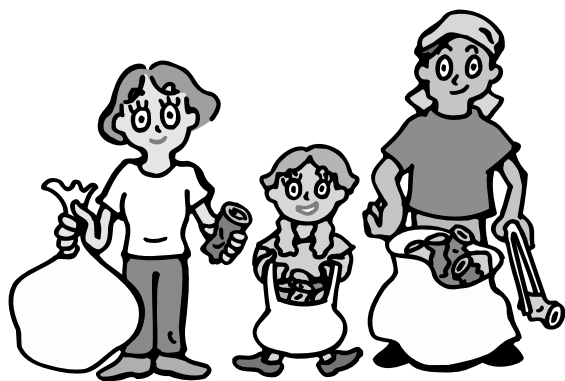
不法投棄

環境課環境保全係

☎(65)1064

廃棄物の不法投棄は、生活環境を悪化させるばかりではなく、自然を破壊する行為です。

不法投棄の早期発見には、市民のみなさんによる監視などの協力が不可欠です。地域の力で、不法投棄を解消しましょう。



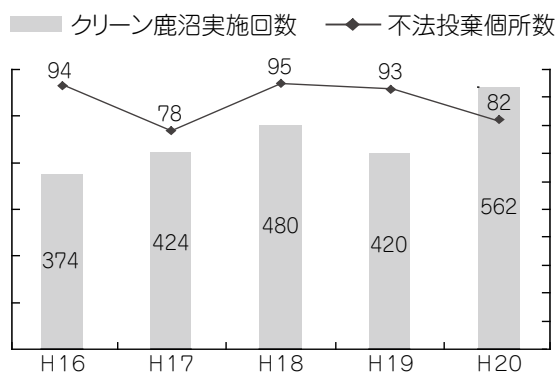
悪質なものについては、警察・県と連携し、取り締まり・摘発などを行っていますので、目撃した場合はすぐに、環境保全係または鹿沼警察署☎(62)0110へ連絡してください。

不法投棄の解消・防止に向けて

市では、不法投棄個所の解消のため、地域住民・土地の管理者・行政が協働で清掃を行う「クリーン鹿沼事業」を実施しています。また、3班7人体制で環境パトロールを実施しているほか、休日・夜間も警備会社にパトロールを委託し、不法投棄の未然防止に努めています。

さらに、地域の環境美化活動のリーダーである「きれいなまちづくり推進員」によって「きれいなまちづくり推進事業」が行われるなど、不法投棄個所数が、減少しています。

不法投棄個所数とクリーン鹿沼実施の推移



ゴミを捨てにくい環境づくりできれいなまちを！

きれいなまちづくり推進員協議会
あきよ
会長 鈴木 章世さん(東町3丁目)



▲平成20年度のきれいなまちづくり推進員協議会の活動が、とちぎの環境美化県民運動、で表彰を受けました。

Q1 きれいなまちづくり推進員の役割を教えてください。

私たち、きれいなまちづくり推進員は、自治会200世帯に1人の割合で、17支部で250人が市から委嘱を受けて活動しています。

地域の環境美化の推進のために、行政と地域のパイプ役として、



▲推進員一斉清掃の様子(黒川河川敷)

不法投棄の解消のための活動や啓発活動を積極的に行っています。

Q2 不法投棄の現状と解消のための取り組みを教えてください。

不法投棄個所のパトロールや一斉清掃を行っています。不法投棄をされやすい人通りの少ない場所などは、小まめにパトロールをしています。

Q3 きれいなまちづくりのために私たちができることは、

きれいなまちづくりには、捨てるにいい環境を作ることが大切です。私たち一人ひとりが意識をもって、組織的に環境美化活動を行っていただければ良いと思います。環境美化に関するごことは、気軽に地域の推進員と相談ください。